

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見に対する大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出をした者から大規模小売店舗に関し変更しようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年10月10日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 長浜ファッションモール 長浜市小堀町字阿原町380番地
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
 - (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 3 変更の理由 夜間における等価騒音および最大値の騒音レベルの基準値を満足させるため。
- 4 届出年月日 平成24年9月24日
- 5 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成24年10月10日から平成25年2月12日まで